

背景

重大・悪質な談合事件の発生

ダンピング・不良工事の発生

公共調達の適正化に向けた取り組みについて(H18.2.24関係省庁連絡会議決定)

一般競争方式の拡大

- ・予定価格2億円以上の工事は基本的に一般競争方式へ移行
- ・2億円未満もできる限り導入に努める

総合評価方式の拡充

- ・17年度中に目標を設定し、速やかに拡大

地方公共団体の
取り組み促進

条件整備(中建審WG中間取りまとめ(案)の概要)

入札ボンド

下記の枠組み案を踏まえ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図ること

- 日本型入札ボンド制度の枠組み(案)
- (位置付け)
- 履行保証の予約的機能を有するもの
- (審査内容)
- ボンド引受機関が入札前に建設業者の財務的な履行能力を中心に審査し、与信
- (対象工事)
- 原則として、一般競争入札案件
- (ボンド提出時期)
- 発注者による資格審査開始前

発注者支援と第三者機関

- 発注者支援のための、
- ・地方公共団体向けの総合評価実施マニュアルの策定
- ・国と地方公共団体の連携による支援機関等の育成

- 第三者機関の設置・活用促進のための、
- ・第三者機関の設置・活用マニュアルの策定
- ・苦情処理の対象範囲の拡大

多段階審査と交渉

- 多段階審査方式について
- ・入札前に競争参加者を一定の数にまで絞り込むことが可能となるよう、国内法令へ位置づけ(WTO協定改定時)

- 交渉方式について
- ・技術提案等の確認や改善を行うため、発注者と競争参加者が交渉を行うことが可能となるよう、国内法令への位置付け等を検討

JV制度

- 経常JVについて
- ・加算措置の廃止
- ・同一発注機関における単体・経常JVの同時登録を認めない
- ・企業合併等の促進の観点から、合併計画を作成させた上で一定の優遇措置を講ずることを検討

- 特定JVについて
- ・単体発注の原則、予備指名の廃止、混合入札の活用等、運用準則の遵守の徹底

中央建設業審議会への報告までに、ワーキンググループでの議論を踏まえ、一部内容を修正することがあります。

中央建設業審議会ワーキンググループ 〔中間とりまとめ（案）〕

I. はじめに

国の機関や地方公共団体を問わず、入札談合事件の摘発が続いており、談合排除の徹底を図ることが社会的に求められている。また、深刻な過剰供給構造となっている建設業においては、ダンピング受注、適正施工への懸念等様々な問題が顕在化している。このような状況に対して、談合等不正行為やダンピングのない、公正性、透明性、競争性の高い入札契約制度を導入し、価格と品質が総合的に優れた最も価値の高い調達と、技術と経営に優れた企業が伸びていける競争環境を実現することが喫緊の課題となっている。

このような中、政府においても入札契約の改善策が取りまとめられたところであるが、今後の基本的な方向として、一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を柱とする入札契約の改善を強力に進めていく必要がある。

この際、各発注者が一般競争方式の拡大と総合評価方式の拡充を円滑かつ早急に実施するとともに、公共工事への競争参加者がこのような変化に適切に対応できるよう、様々な課題を解決し、必要な条件整備を行う必要がある。このような認識の下で、入札契約に係る諸課題について幅広い観点からの議論を行ってきているところであるが、検討を急ぐべき以下の4課題について、今回、中間的なとりまとめを行い、それぞれの課題への対応方針を示すこととする。

II. 個別課題への対応方針

1. 入札ボンド

一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充を進めるに当たって、従来一般競争方式のデメリットとされてきた不良不適格業者の参入や経営力に比した過度な入札参加の増大等の課題に対し適切に対応していくことが必要である。更に総合評価方式の拡充により技術提案を審査する発注者の負担の増大も懸念される所である。これら諸課題に対応し、適切な与信枠の設定等市場機能の活用を通じて

質の高い競争環境を整備するため、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充と併せ、いわゆる入札ボンドの導入を進めるべきである。また、入札段階における市場機能の活用は、入札契約全体の透明性を向上させるとともに、総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張にも資するものである。

入札ボンドは、米国において広く採用されているところである。入札参加時点において、保証会社が、入札参加希望の建設業者の資金力（capital）、過去の工事経歴（character）、契約遂行能力（capacity）のいわゆる「3C」について幅広い観点からの企業評価を行っており、入札段階での適切な業者選定に大きな役割を果たしているところである。

入札ボンドが適切な業者選定に効果があるのは、入札ボンドと履行ボンドが一体的に運用され、入札ボンドを引き受けた場合には、通常、履行ボンドの引き受けも行われることとなるため、入札ボンドが履行ボンドの予約的な機能を有することとなり、保証機関は、入札前の段階から、履行ボンドの発行を念頭に入れて審査と与信枠の管理を行うので、入札ボンドの発行が実質的に、建設業者の工事履行能力の担保を意味するからである。

我が国において、入札ボンドを導入する場合には、こうした点を参考に、平成7年度から導入され、広く定着している履行保証制度（契約時点において金融機関等が建設業者の財務的な履行能力を審査し、与信）との一体的な運用を前提に、入札ボンドが履行保証の予約としての機能を発揮するようにする必要があり、現行の会計法令やWTO協定等の枠組みとの整合性を図りつつ、また、経営事項審査、総合評価制度等関連制度の活用と相俟って、少ないコストで、不良不適格業者の参入の排除、経営力に比べた過度な入札参加の抑制、ダンピングの抑止に最大限の効果を発揮しうるよう具体的な制度設計を行うべきである。

各発注者においては、逐次、一般競争方式の拡大や総合評価方式の拡充の取り組みが進められているところであり、いわゆる入札ボンドについても、別紙「日本型入札ボンド制度の枠組み（案）」を踏まえ、当面の具体的な制度設計を速やかに行った上で、早期に段階的導入を進め、その実施状況を踏まえながら、改善と拡充を図っていくべきである。

2. 発注者支援と第三者機関

総合評価方式の普及・拡大に当たっては、各発注者が発注関係事務、なかでも、総合評価を適切に実施できるよう、各発注者に対して適切な支援が行われる必要がある。具体的には、国は、主として市町村事業を念頭に置いた簡易型の総合評価方式の実施方法を含む地方公共団体向けの総合評価実施マニュアルを策定すべきである。また、技術力や体制が脆弱な地方公共団体に対する支援のため、当面、支援機関や支援を行う者の育成を目指し、国と地方公共団体とで連携し法人や個

人の認定等を試行的に実施するとともに、これらの試行を踏まえ、支援主体の認定・登録、資格付与等の制度の在り方についても検討を行うべきである。

さらに、総合評価の拡充に伴い、より公正性・透明性を確保する観点から、各発注者は、総合評価の結果の公表を徹底するほか、簡易型から高度技術提案型まで総合評価する内容に応じて、評価方法、落札者決定方法等について効率よく学識経験者等の第三者の意見を反映させるための仕組みを構築すべきである。

また、より基本的な課題として、総合評価を含めた入札契約の公正性・透明性の監視や苦情の適切な処理のための入札監視委員会等の第三者機関の設置が、市町村においては進んでおらず、加えて、各発注者毎に苦情処理の取扱いにも差が生じており、このような状態を早急に改善する必要がある。このため、国において「入札監視委員会等の第三者機関の設置・活用マニュアル（仮称）」の策定を行う必要があるほか、各発注者は、当該マニュアルの活用等により、既存組織（他機関のものを含む。）の活用や共同設置の推進を含め、入札監視委員会等の第三者機関の設置・活用を促進するとともに、苦情処理の適切な実施を推進すべきである。併せて、従前からの苦情処理の対象範囲を技術提案に対する審査・評価や指名停止等にまで拡大すべきである。

さらに、第三者機関による苦情処理等の制度化についても検討を行うべきである。

3. 多段階審査と交渉

効率的で実効ある競争環境の確保と総合評価方式の着実な普及の観点から、多数の競争参加者を段階的に絞り込んだ上で本格的な技術力等による競争を実施する仕組み（多段階審査方式）を導入することが必要である。このことは、発注者及び競争参加者双方の入札手続に係る負担の軽減を図る観点からも重要である。

このため、現行法令の枠内で対応可能なものとして、入札前の競争参加資格審査において、まず簡易な技術提案を審査し、一定の基準に達している競争参加者に対してのみ詳細な技術提案の提出を求め、入札を行う方式（技術提案二段階審査方式）の導入を検討すべきである。

なお、発注者及び競争参加者双方の入札手続に係る負担の軽減を図る観点からは、技術提案が一定の基準に達しているか否かの審査を含め、予め公告した入札参加条件への適合を入札後に審査及び評価する方式（事後審査方式）の導入に向けて取り組むべきである。

さらに、国は、一般競争方式において入札前の相対的な評価により競争参加者を最終的に一定数にまで絞り込むことが可能となるよう、多段階審査方式について、遅くともWTO協定改定に伴う制度改正に合わせて、国内法令に位置付けるべきである。

また、通常の構造・工法では実施できない工事等、特に高度な技術提案を要する案件については、双方向のコミュニケーションを通じて競争参加者の有する技術力やノウハウを最大限活用することにより、技術提案の向上やコスト縮減等が期待できる。このため、競争参加者の技術提案等について、その長所、短所を確認しつつ、発注者が事前に示した要求基準に達するかどうかの判断等を行うために、発注者と競争参加者が交渉を行うことが可能となるよう、欧米の交渉方式にも留意しつつ、国は、交渉方式について国内法令への位置付け等の検討を行うべきである。また、検討の際には、公共工事品質確保法に基づく技術提案の改善についての実施状況を踏まえるとともに、第三者機関の活用等により公正性・透明性の確保を図ることが重要である。

4. 共同企業体（JV）制度

共同企業体（以下「JV」という。）制度は、公共工事の安定的施工や中小・中堅業者の技術力・経営力の向上に効果をあげてきたとの評価がある一方で、受注機会の配分と誤解を招くような行き過ぎと見られる活用も行われている等の指摘がなされている。

このため、経常建設共同企業体（以下「経常JV」という。）については、客観点数及び主観点数の10%の加算措置を廃止するとともに、同一発注機関における単体・経常JVの同時登録を認めないこととすべきである。併せて、企業合併等を促進する観点から、合併計画の作成を前提に一定の優遇措置（一定期間内に合併等が成就しない場合の措置を含む。）を講ずる経常JVについて検討すべきである。

また、特定建設工事共同企業体（以下「特定JV」という。）の活用に当たっては、単体発注の原則、予備指名の廃止、混合入札の活用等「共同企業体運用準則」の遵守の徹底を図るべきである。

Ⅲ. おわりに

本中間とりまとめは、検討を急ぐべき4課題について、その対応方針を示したものであるが、関係機関においては、本中間とりまとめを踏まえ、速やかに所要の取り組みを行うことが期待される。

なお、公共工事の入札契約の手続きに係るコストは最終的に広く国民が負担することとなることから、諸施策の具体化に当たっては、既存制度との関連や費用対効果に十分留意することが必要である。

また、これまでの審議において、各委員から様々な意見が寄せられた。例えば、

入札ボンドの議論に関連し、「活用する市場機能の効果を高める観点から公共工事の代金の支払い方法の見直しについて検討すべきではないか」、JV制度等の議論に関連し、「特定JVは既に役割を終えており、基本的に存続させるべきではないのではないか」、「地域の建設業者への技術移転等の観点から特定JVはなお必要ではないか」、「入札時における施工体制の確認の強化、下請け実績の適正な評価等元請・下請関係の適正化・透明化を図るための複合的な取り組みについて検討すべきではないか」等の意見があった。

もとより、建設業や公共工事を取り巻く環境が大きく変化する中で、入札から契約、監督・検査等全過程を通じた広範な検討が求められている。また、今回とりまとめた事項の中にも、今後、更に検討を深めていくべきものもある。本ワーキンググループにおいては、これまでの審議における意見を踏まえつつ、残された課題について引き続き検討を行うこととする。

日本型入札ボンド制度の枠組み (案)

(1) 骨子

〈位置付け〉

入札参加に当たり発注者が提出を求める履行保証の予約的機能を有するもの

〈審査内容〉

ボンドの引受機関は、入札参加する建設業者が実際に受注した場合の履行能力について、入札前の段階で、財務的な面を中心に審査し、与信。

〈引受機関〉

現在の履行保証の引受機関と同様

〈対象工事〉

原則として、一般競争入札案件

〈入札ボンドとして取扱うもの〉

- ・ 損害保険会社の保証保険
- ・ 銀行の保証
- ・ 保証事業会社の保証 等

〈発注者への提出時期〉

発注者による資格審査開始の前（入札価格の概算額に基づく入札ボンドを競争参加資格確認資料等と同時に提出）

〈与信の規模〉

原則として、発注者が求める履行保証と同じ割合

〈ボンドの対価〉

保証料、保険料又は予約手数料

(2) 留意事項

- ・ 建設業者の入札機会が極端に狭められることのないよう配慮

- ・ 建設業者の過度な負担にならないよう配慮
- ・ ダumping受注の場合は履行保証割合を通常より高く設定する等の措置により効果が高まるよう配慮

(3) 当面の制度的対応等

- ・ 入札ボンドの制度的な対応としては、現在の会計法・地方自治法における入札保証制度（入札保証金及びその代替措置である保険会社の保証保険、金融機関の保証等）が履行保証の予約的機能を有しており、金融機関においても履行保証との一体的な運用がなされることから、当面、国において、骨子に適合するような運用改善（発注者への提出時期等）を行いつつ、現行の入札保証制度の利用を基本に具体的な制度設計を行う。
- ・ 各発注者においては、上記制度設計を受けて入札公告に入札ボンドを位置付けることが必要。このため、国の機関については、入札公告等への記載方法等入札ボンドの事務取扱いを定める通達を制定し、地方公共団体については、各地方公共団体の財務規則を改正。

入札ボンドの当面の位置付けについて

1. 入札ボンドについては、以下の理由により、当面、現行の会計法・地方自治法における入札保証制度の利用を基本に制度設計を行うことを想定。

このため、保険会社の保証保険、金融機関の保証、保証会社の保証のほか、入札保証金の納付も認める取り扱いとすることを想定。

<理由>

市場の機能を活用して質の高い競争環境を整えようとする新たな行政目的の実現を図る上で、既に会計法・地方自治法上の位置付けがあり、国際的にも認められている入札保証制度を利用することが合理的であり、制度実施上も円滑であると考えられるため。

2. 入札ボンドを入札保証制度として制度を構築した場合においても、以下の理由により、履行保証の予約と同等の機能、効果を有するものとなる。

<理由>

入札保証をした引受機関が、履行保証段階で保証をしないとした場合、建設業者が入札保証の引受機関とは別の引受機関の保証を受けることは、現実的には困難である。建設業者が履行保証を受けられずに契約を締結できない事態となれば、入札保証をした引受機関は入札保証金相当額の保証金を支払わなければならないので、そのような事態を避けるために、予め履行保証の付保を前提に、財務的な面を中心に建設会社の契約履行能力を審査し、与信枠を確保することとなる。

<参考>

入札保証

公共工事の入札参加者が、落札したにも関わらず請負契約を締結しなかった場合に、引受機関が発注者に対して、入札保証金相当額（通常再入札費用）の保証金を支払うことを内容とする保証を行うもの。

履行保証の予約

引受機関は、入札参加者の落札を停止条件として、履行保証を行う旨を発注者に対して予め約束し、当該入札参加者が落札すれば、履行保証契約が効力を生じるもの。

入札ボンドによるダンピング抑止効果について

前提

入札ボンドが一定のダンピング抑止効果を発揮するためには、ダンピング受注をした建設業者については、発注者が履行保証割合を通常の場合よりも引き上げる制度を採用することが前提となる。

抑止効果の考え方

次のようなことから、入札ボンドにはダンピング抑止に一定の効果があるものと期待される（履行保証について、通常の場合の付保割合 1 割、低入札価格調査対象の場合の付保割合 3 割とした場合）。

- ダンピング受注した建設業者については、履行ボンドの付保割合が 3 割に引き上げられるため、工事期間中は 3 割の与信枠が埋まることになってしまい、その分、それ以後の入札参加機会が制約されることとなる。
- 入札ボンド発行段階で、引受機関は、履行保証の付保を前提に、建設業者の契約履行能力を慎重に審査することとなり、ダンピングの可能性を認識した場合、引受機関によっては、3 割の与信枠を確保して入札ボンドを発行することとなるので、その分、それ以後の入札参加機会が制約されることとなる。
- ダンピング受注によって利益率の低下等が見られれば、金融機関による評価が下がり、与信判断に影響することとなる。

入札ボンドによるペーパーカンパニーの排除について

1. 現在想定している入札ボンドの枠組みにおいては、財務的な面の審査が中心になるものと考えているが、現行の履行保証制度においても、引受機関は、財務状況のみならず、過去の受注実績、経営手腕、当該引受機関との取引実績、取引業者等の評判等の経営実態等も勘案して、与信を行っているところ。

2. また、詳細な技術力等の評価は困難と考えるが、
 - ①過去の保証実績、工事経歴書による同種・同規模工事の施工実績
 - ②手持ち工事量と受注余力
 - ③経営事項審査を利用した技術的能力（技術者数）や社会性（営業年数、労働者福祉等）といった事項について評価することは可能であると考えており、各引受機関に対し、強制は困難であるが、所用の審査の充実を求めている。

日本型入札ボンド制度について

目的

一般競争入札の拡大

総合評価方式の拡大

不良不適格業者の参入、
経営力に比べ過度な入札参加の増大の懸念

技術提案を審査する発注者の負担の増加についての懸念

入札ボンドの導入により、適切な与信枠の設定等の市場機能の活用を通じ、質の高い競争環境を整備

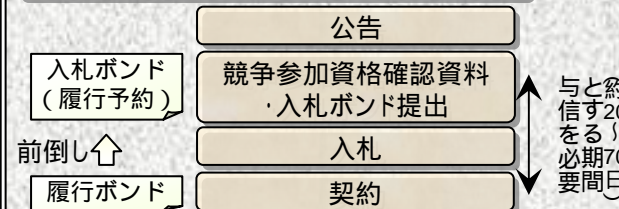
制度の概要

発注者が入札ボンド（履行保証の予約機能を有するもの）の提出を求める

金融機関等が入札前に企業の財務的な履行能力を審査し、入札ボンドを発行

入札ボンドの発行を受けた企業による入札

入札ボンド手続の流れ(イメージ)



効果

期待できる効果

履行能力が著しく懸念される業者の排除

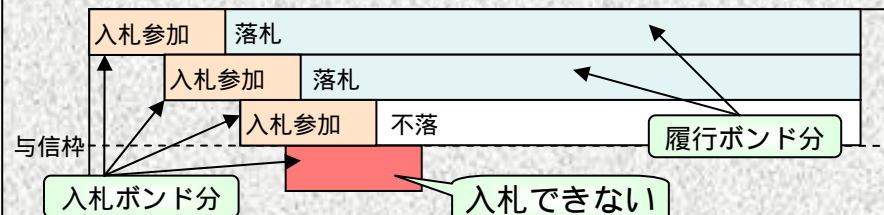
与信枠の制約による絞り込み

深刻化するダンピングの抑止

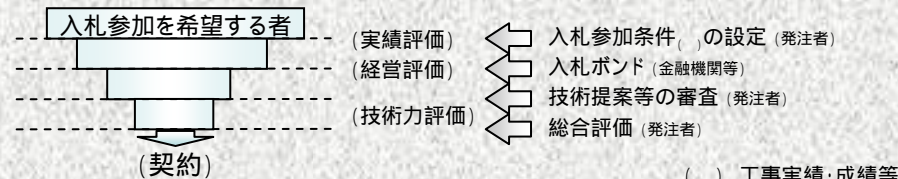
市場機能の活用による入札契約全体の透明性の向上

総合評価方式の運用と併せ、技術と経営に優れた企業の伸張

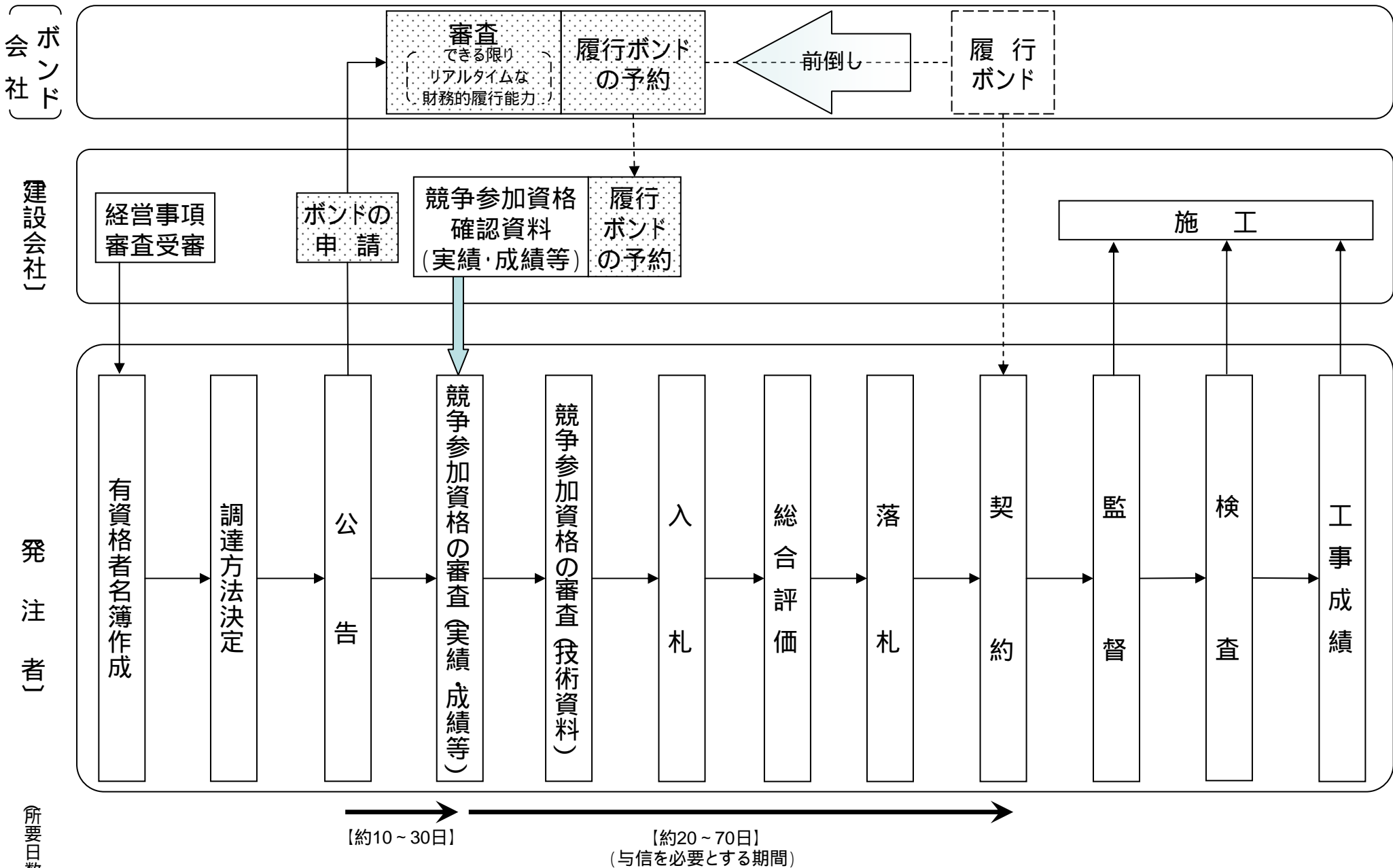
与信枠の機能(イメージ)



技術と経営に優れた者による質の高い競争(イメージ)

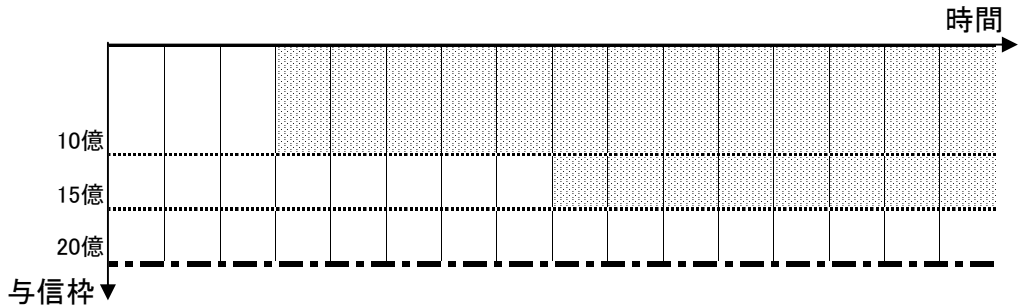


入札ボンド手続きの流れ(イメージ)



入札ボンド導入が与信枠・入札行動に与える効果について

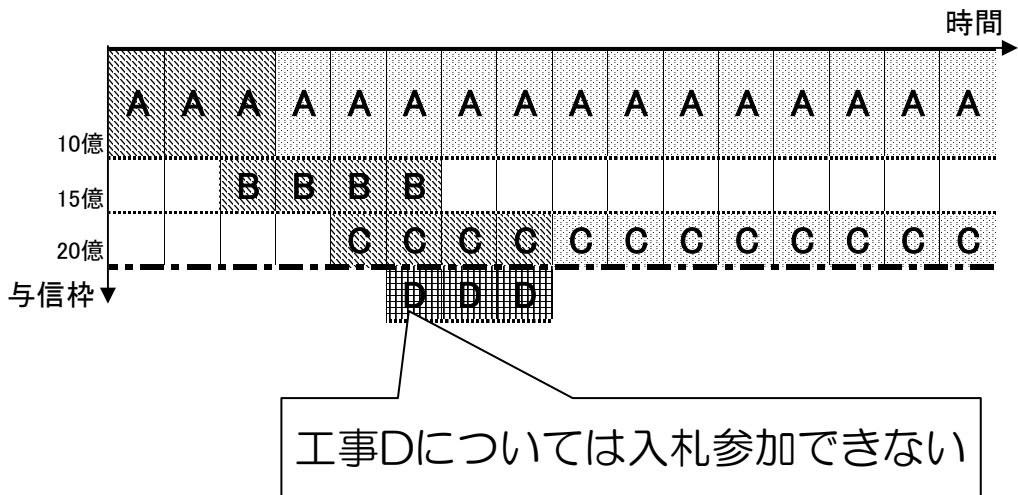
【履行ボンドの場合】



【工事入札対応と落札結果】

工事名	金額	時間																		
工事A	10億	入札参加	落札																	
工事B	5億		入札参加		不落															
工事C	5億				入札参加		落札													
工事D	5億					入札参加	不落													

【入札ボンドの場合】

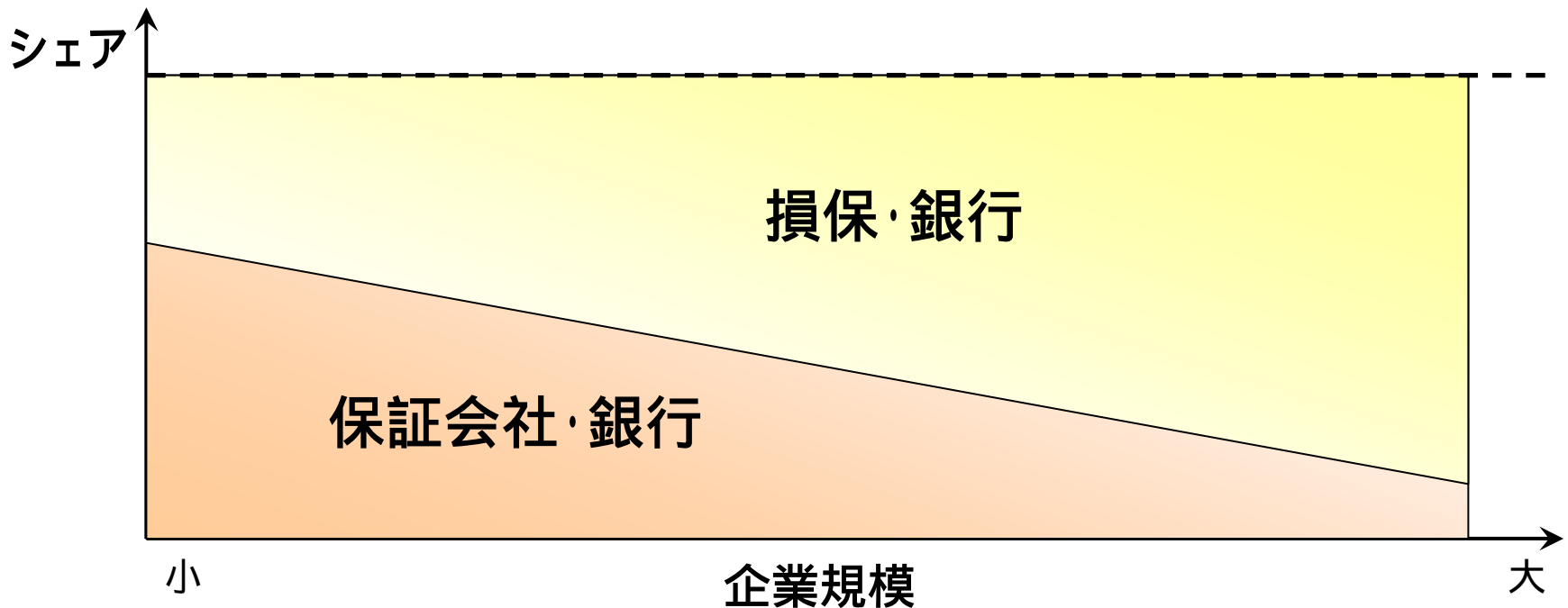


工事Dについては入札参加できない

履行保証における保証主体別実績（イメージ）

総じて、大手企業や全国展開企業は損保が保証。中小企業、地場企業は保証会社のシェアが高い。

建設会社では、保証料率、デリバリー、取引実績等を考慮し、保証主体を選択。



米国における資格審査の流れ

【根拠】

1935年のミラー法に基づき、連邦発注の10万ドル(場合によっては2万5千ドル)以上の工事に対して、履行ボンドの提出が義務付けられる。さらに、連邦調達規則では、入札保証(ほとんどが入札ボンド)の提出も義務付けられており、実務上、履行ボンドの発行を前提に入札ボンドが発行されている。

【発注者の手続】

手続開始

(公告)
・入札仕様書配布

事前資格審査

(事前審査を行わない場合もある)

入札

入札ボンドの発行

契約前審査(事後資格審査)

(審査項目)
最低価格(価格競争型競争入札の場合)
入札仕様書との整合
契約遂行能力

落札

契約

履行ボンドの発行

履行

【保証会社の手続】

保証会社にボンド
の発行の申請

(建設業者)

ボンド発行の審査

(保証会社)

(審査項目)

資金力(Capital)

・会社内容
・会計監査済の決算報告
・銀行与信枠等を含めた財務情報

過去の工事経歴(Character)

・工事の種類・規模・数・施工場所
・施工体制
・施主の満足度
・下請業者・資材納入業者に対する
支払記録
・過去の工事に関する関係者の評判

契約遂行能力(Capacity)

・当該工事の施工体制
・工事計画
・機械調達計画
・担当技術者の能力・経験
・本社の支援組織
・工事費の見積金額とその妥当性

【米国における保証料等の例】

- ・入札ボンドの保証料: ほぼ無料
- ・履行ボンドの付保割合: 100%
- ・請負金額1億円の工事の履行ボンド保証料 : 100万円

(米国保証事業協会が策定した一般的な保証料)

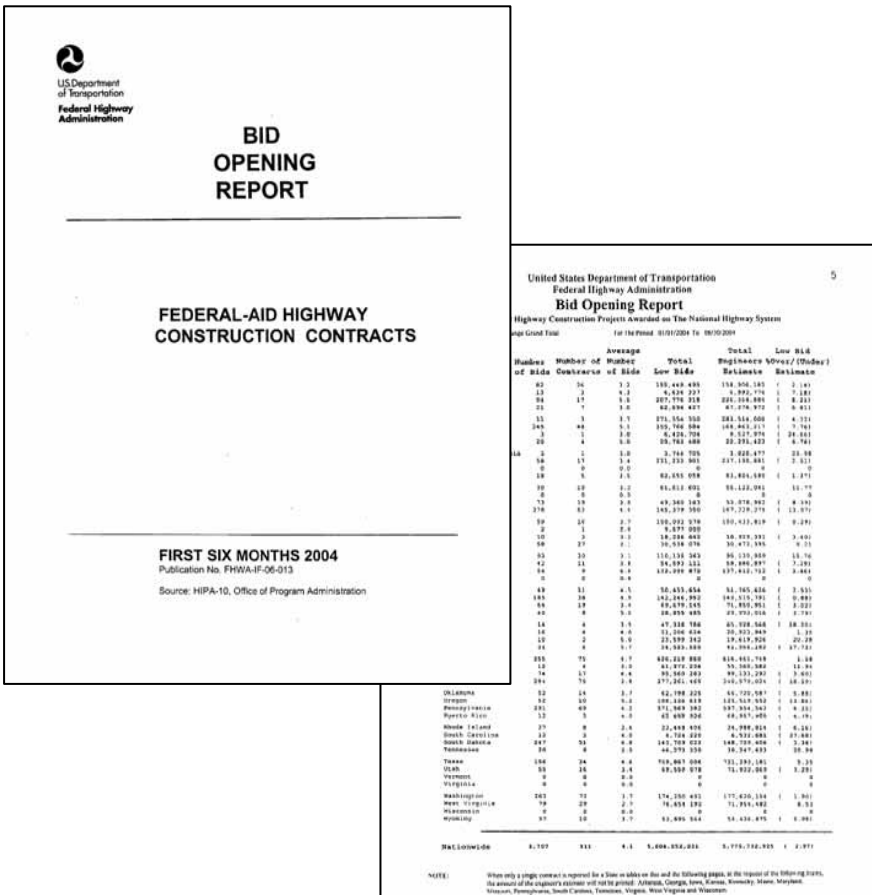
落札率・入札参加者数の日米比較

国土交通省直轄工事の過去5年間の平均入札参加者数、平均落札率は9.8社、95.3%であり、米国（連邦補助道路工事）の平均入札参加者数、平均落札率は4.3社、95.5%。

BID OPENING REPORT

(2004年6月米国運輸省)

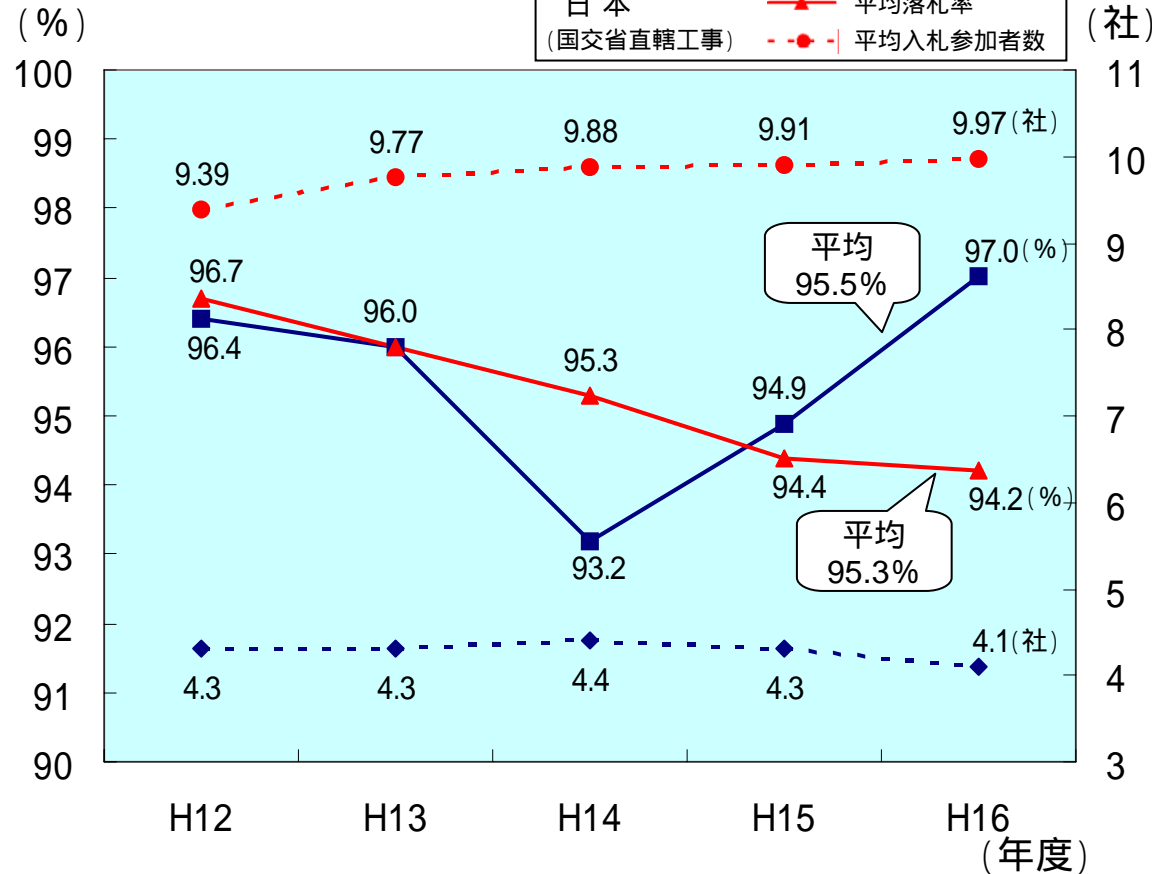
連邦補助道路工事の入札状況についてのレポート



落札率・入札参加者数 (日米比較)

米国 (連邦補助道路工事) 平均落札率 (青線) 平均入札参加者数 (赤線)

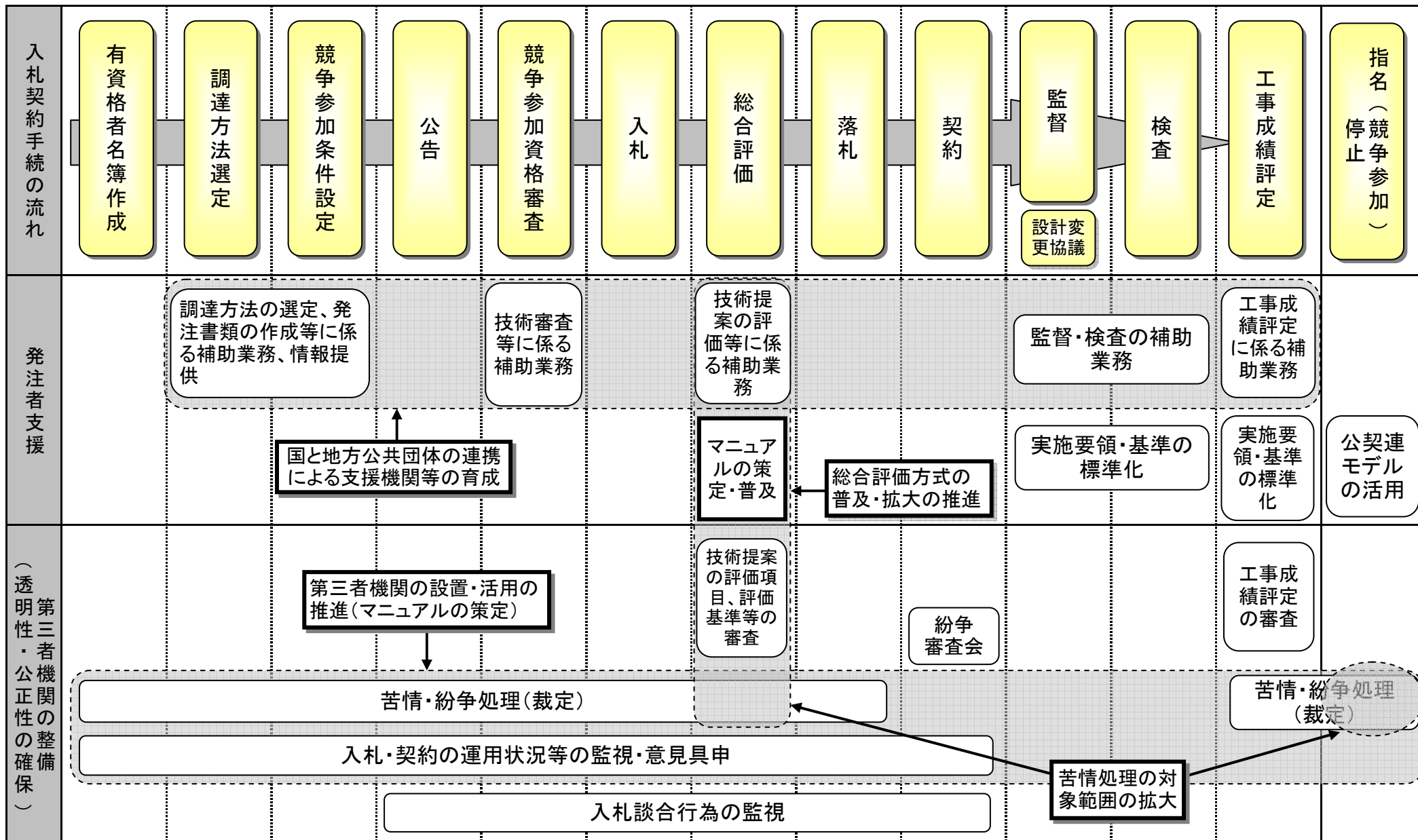
日本 (国土交通省直轄工事) 平均落札率 (青線) 平均入札参加者数 (赤線)



(注1) 米国のデータは、BID OPENING REPORTによる。落札率・入札参加者数の数値は、国家道路計画(The National Highway System)に定められた連邦補助道路工事を対象。平成16年度は上半期のみ。

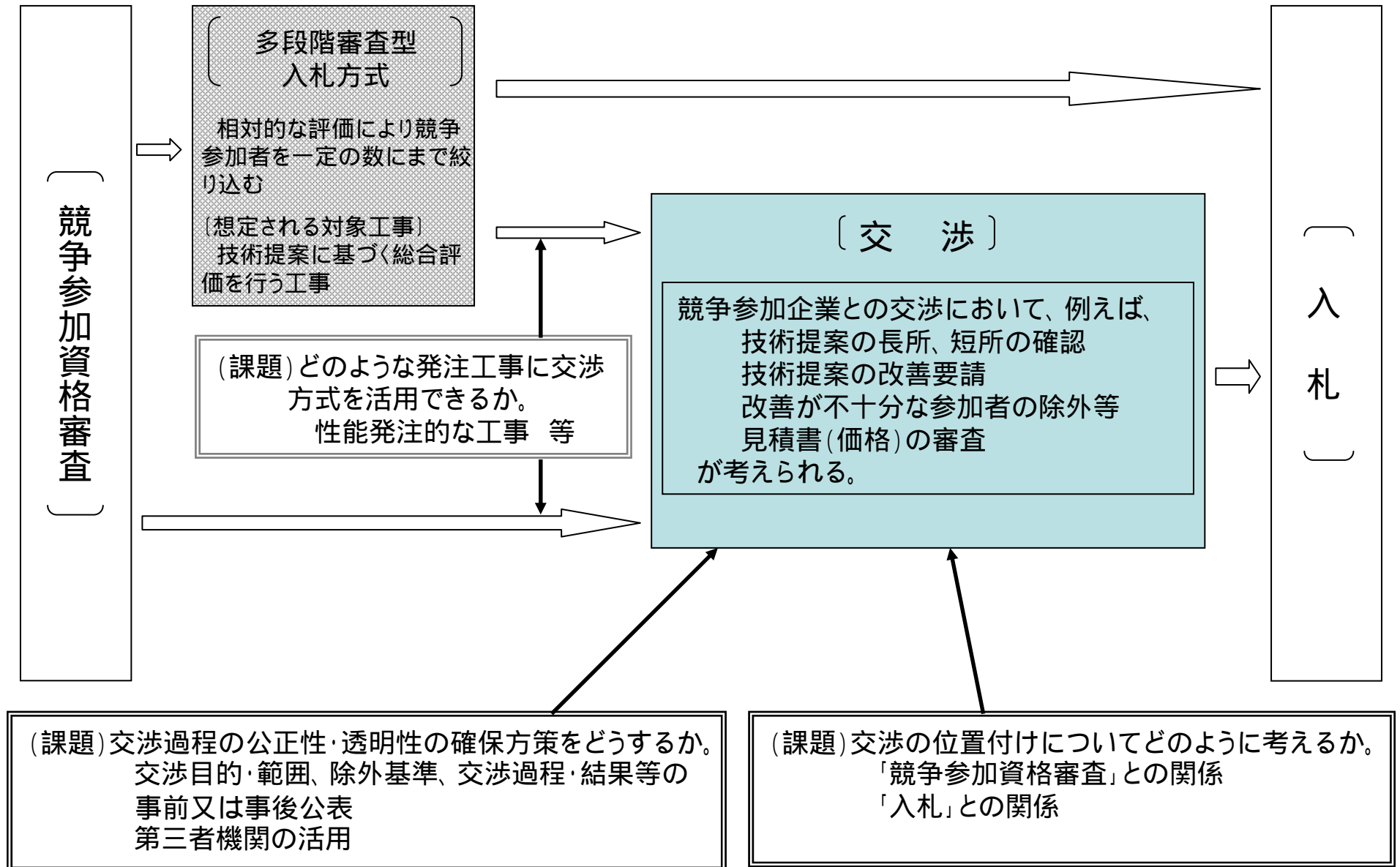
(注2) 国土交通省直轄工事は、地方整備局発注分(港湾・空港関係を除く)。

発注者支援と第三者機関の整備について

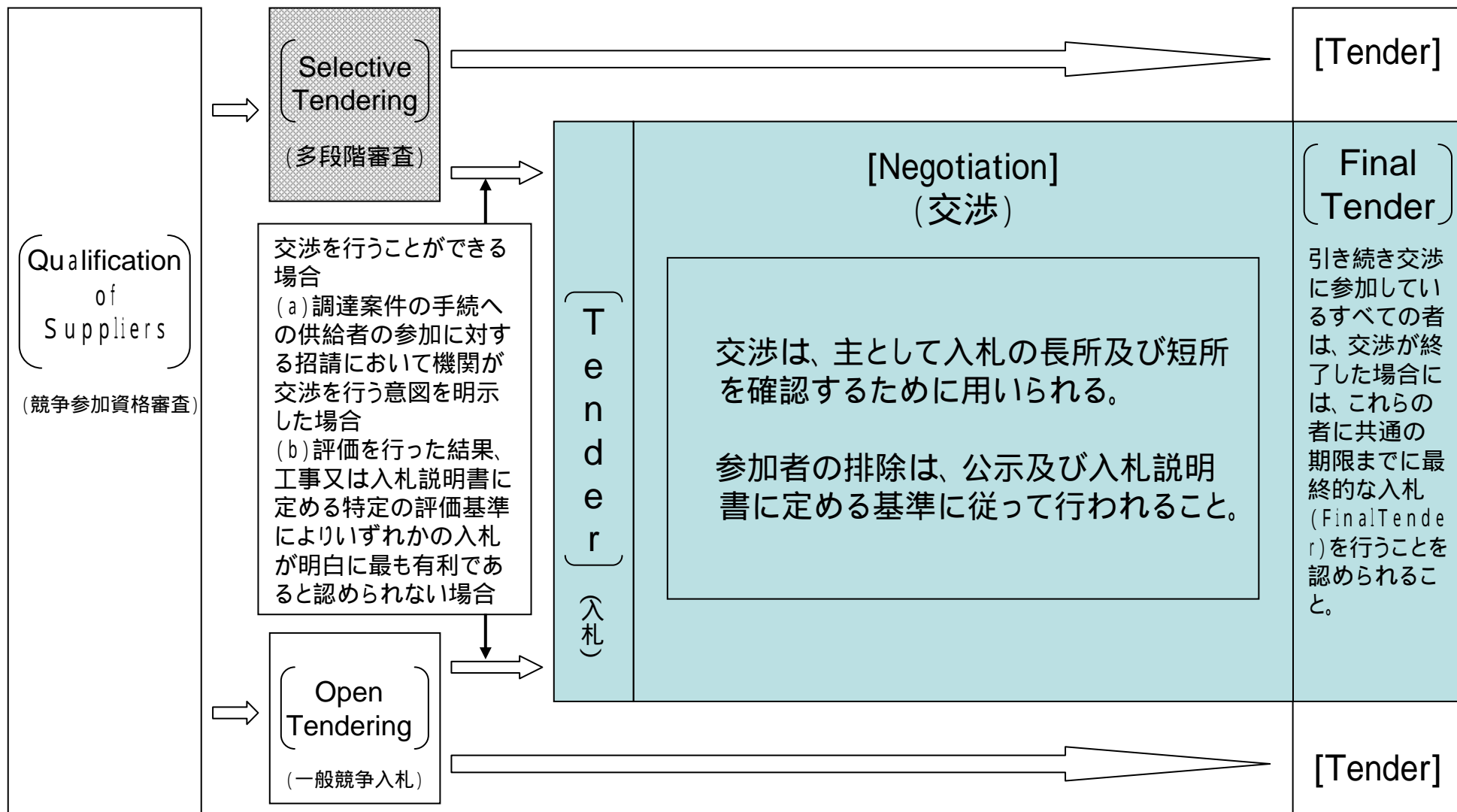


多段階審査と交渉

導入イメージ案とそれに伴う主な検討課題



(参考) WTO協定上の多段階審査と交渉方式



共同企業体制度の運用状況

(平 17.8 実態調査から)

特定 JV		経常 JV	
○制度導入 〔国：88%、都道府県：98% 市区町村：55%〕 16 年度発注実績あり	57% 35%	○制度導入 〔国：94%、都道府県：57% 市区町村：27%〕 16 年度発注実績あり	30% 13%
○発注理由 「大規模・高難度工事」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」	83% 59% 31%	○発注理由 「経営力・施工力の強化」 「地元企業の育成」 「受注機会の拡大」 「企業合併の促進」	56% 46% 34% 6%
○結成理由(企業回答※) 「発注者の要請」 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「リスク分散」	65% 34% 30% 2%	○結成理由(企業回答※) 「受注機会の確保」 「技術力の強化」 「合併可能性も検討」	76% 46% 0.4%
○対象工事(土木、建築)の下限 「5 億円以上」 「2～5 億円未満」 「2 億円未満」	34% 41% 25%	○構成員単体の同時登録を 「認める」 「異なる工種で認める」 「認めない」	50% 7% 5%
○5 社以上の JV を認める	16%	○競争参加資格審査時の加点調整あり 〔国：81%、都道府県：24% 市区町村：8%〕	13%
○第 3 位等級以下も構成員と認める	13%		
○構成員に一定の地域要件を設定 〔国：0%、都道府県：40% 市区町村：31%〕	31%	○経常 JV の登録継続年数(企業回答) 「1 年」 「2 年」 「3 年」 「4 年」 「5～9 年」 「10 年以上」	8% 29% 7% 15% 25% 9%
○結成を義務付けることあり 〔国：33%、都道府県：41% 市区町村：15%〕	17%		
○混合入札を実施している 〔国：83%、都道府県：15% 市区町村：17%〕	18%	○経常 JV から協同組合設立、合併に 至った経験あり(企業回答)	1.5%
○予備指名があった(企業回答※)	33%		
○施工の効率性に不満(企業回答※) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	10% 72% 22%	○施工の効率性に不満(企業回答※) 理由「単体施工可能」 「技術力に格差」	8% 68% 15%

※企業の回答は、「登録継続年数」「合併等の経験」を除き、工事決算日が平成 17 年 3 月 31 日に直近の公共工事 1 件についての回答

共同企業体運用準則の概要

	特定 JV	経常 JV
性 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定工事の施工を目的に工事毎に結成 ・ 工事請負契約履行後○か月後に解散(通常は3か月程度)。受注できなかった場合も解散 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中小・中堅建設業者が継続的協業関係を確保し、経営力・施工力を強化するため経常的に結成 ・ 標準協定書では存続期間は1年。構成員全員の同意により延長可能
目 的	大規模かつ高難度工事の安定的施工	優良な中小・中堅建設業者の振興(注1)
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模かつ技術的難度の高い工事(典型工事) ・ (典型工事以外で)規模、性格等に照らし、JV 施工が必要と認められる一定規模以上の工事 →土木、建築工事は少なくとも5億円程度を下回らず、かつ、当該発注機関の発注標準の最上位等級工事のうち相当規模以上の工事。他の工種もこれに準じる →実験型工事、研究開発型工事 	単体企業に準じて扱う(当該JVが格付けされた等級の工事) ※異なる等級の組合せの場合は、上位等級構成員の等級発注工事価額以上 ※技術者を適正配置し得る規模を確保
構成員数	2～3社	2～3社程度
組 合 せ	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「最上位等級のみ」 or 「最上位等級及び第二位等級に属する者」 ・ 施工技術上特段の必要性がある場合に限り、第三位等級も可 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「同一等級」 or 「直近等級に属する者」 ・ 個別審査により直近二等級までの組合せも可
資 格	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可	1) 営業年数 2) 元請としての一定の実績 3) 技術者の専任配置 ※各発注機関において必要に応じ追加可
結成方法	自主結成(注2)	自主結成
出資比率	2社の場合20%、3社の場合30%	2社の場合20%、3社の場合30%
代 表 者	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施工能力の大きい者(異なる等級の組合せの場合は上位等級者) ・ 出資比率は構成員中最大 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 構成員において決定された者 ・ 出資比率は構成員間で自主的に決定
混合入札 (注3)	平成6年から可能	(元々単体企業に準じて扱われている)
加 点 調 整	なし	(平成9年から)競争参加資格審査時に客観点数、主観点数のそれぞれ10%プラス可

(注1) 平成9年、「協業化の第一段階」として活用促進することとし、対象企業の範囲を中堅建設業者にまで拡大。

- ・ 中小建設業者＝資本金3億円以下 or 常雇300人以下
- ・ 中堅建設業者＝資本金20億円以下 or 常雇1,500人以下

(注2) 平成6年までは自主結成を基本としつつも予備指名(発注者がJVの構成員となり得る建設業者を予め必要数指名すること)も容認

(注3) 当該工事の施工能力を有する単体企業の入札も認めること(単体企業と特定JVとによる競争)

経常JVの競争参加資格審査における加点調整について

中小建設業の振興について(昭和37年11月27日付け建設省発計第79号)

別紙2 共同企業体の資格審査要領※

4 経常JVの客観的事項の審査及び級別格付を行うに当たっては、当該企業体の結合の強弱及び適否を勘案し、客観的事項について算定した点数(以下「客観点数」という。)及び主観的事項について算定した点数(以下「主観点数」という。)について、おおむね20%の範囲内で調整することができるものとする。

なお、当分の間、当該企業体について、適切な施工力を備え、かつ、継続的な協業関係が確保されると認められる場合には、客観点数及び主観点数について、それぞれ10%プラスに調整することができるものとする。

※ 平成9年8月8日付け建設省経振発第62、63号(各省各庁事務次官、各都道府県知事あて)により、なお書が追加された。

また、「経常建設共同企業体の活用促進について」(平成10年12月24日付け建設省経振発第82号)により、各省庁担当課長、都道府県担当部長、建設省担当課長、公団等担当課長へ本取扱いを改めて通達している。

※ 「適切な施工力を備える」とは、いわゆるペーパーJVではないこと、施工実績が著しく劣る建設業者が構成員となっていないこと等を云う。「継続的な協業関係が確保される」とは、次期の定期の競争参加資格認定時まで当該JVを解散しないとしていること等を云う。